明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　一
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一五）　三
〔告　示〕
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇八二）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
令和二年度公害防止管理者等資格認定講習関係
会社その他
会社決算公告　七二

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第四項第二号及び第五項第二号並びに第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十月七日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（異動事由等）	（異動事由等）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第二条第四項第二号の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	3　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあっては、当該商品に係る他の預金等について前項各号及び前各号に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。	六　複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあっては、当該商品に係る他の預金等について前各号に掲げる事由及び前項各号に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。
七　預金保険法第二条第二項に規定する預金等又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等のうち預金等に該当しないもの（以下「対象外預金等」という。）と預金等を組み合わせた商品に	［号を加える。］